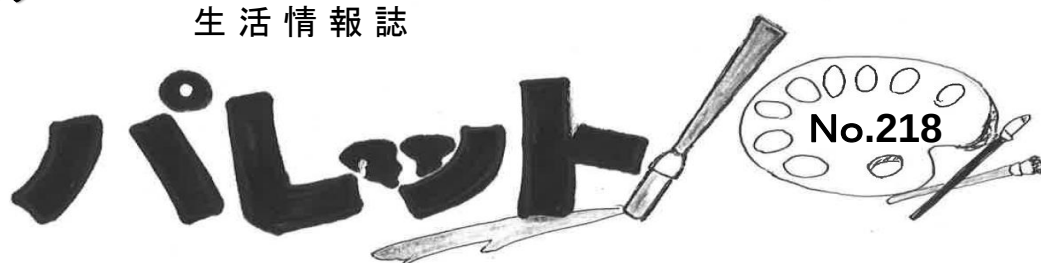


～生活に
いろどりを～



～旅行が増えるこの時期に、改めておさえておきたい注意点～

旅行予約サイトは簡単に予約ができて便利な反面、よく確認しないと知らぬトラブルに・・・？

トラブル事例

●キャンセル料無料の宿を検索し、旅行予約サイトで予約した。2時間後にキャンセルしたにも関わらず、100%のキャンセル料金が発生してしまった。その後、宿に確認したところ、「キャンセル料無料の設定はない」と言われ、旅行予約サイトにも「キャンセル料無料」の表示はないことがわかった。

●旅行予約サイトから国際線の航空券を予約後、誤りに気づき訂正を申し出るため連絡したが、「キャンセルをして取り直す必要がある。キャンセル分の航空券の代金は返金しない」と言われた。



楽しい旅行にするために、トラブル防止のアドバイス



○申し込みを完了する前に、キャンセル等の条件や契約内容をよく確認しましょう。予約確認画面のスクリーンショットを保管しておくなど、記録を残しておくことも大切です。

○旅行予約サイトを利用する前に、サイト運営事業者の情報を確認しましょう。

海外事業者が運営している場合、サイトが日本語表示でも必ずしも日本語で対応されるとは限りません。トラブルになった際、日本の法律等を用いた交渉が難しい場合があります。

お気軽にご相談ください

大田区立消費者生活センター

相談専用電話 ☎03(3736)0123

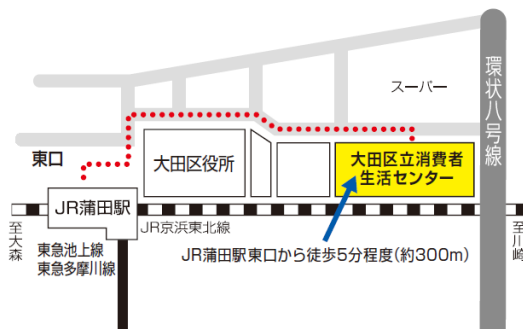
受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101

電話03(3736)7711（代表） FAX 03(3737)2936

土・日、祝日は国・都の機関がお受けします い や や

消費者ホットライン ☎188



大田区 消費生活相談

検索

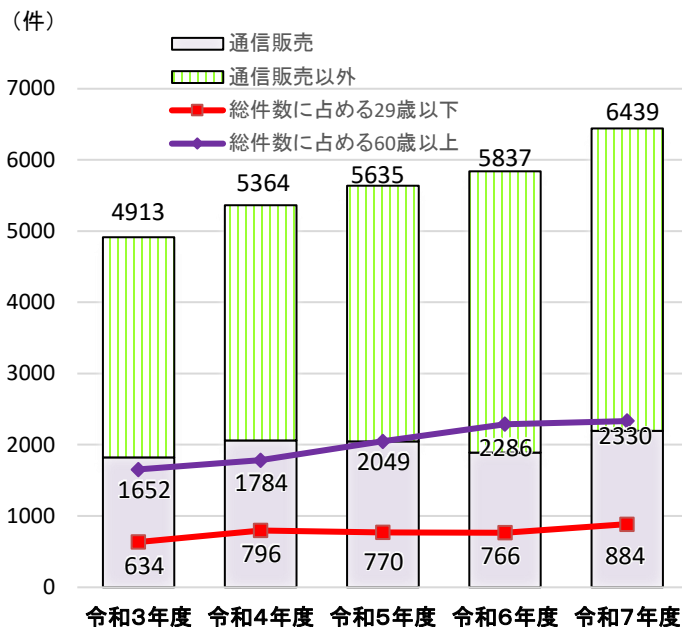


令和7年度 消費生活相談の概要

相談件数の推移(5年間)

令和7年度の消費生活相談総件数 6,439件

令和4年度から増加に転じています。令和7年度は、特に、20～40歳代の方の相談が増加しました。



令和7年度の**通信販売**に関する相談は2,194件、相談件数全体の34.1%となりました。その多くをインターネット通販が占めており、**定期購入**に関するトラブルの相談が多く寄せられています。

10歳代、20歳代の若者も被害に遭っています。少しでも不安に思ったら早めに消費者生活センター等に相談しましょう。



高齢者の相談では、年齢が高くなるほど**通信販売**や**訪問勧誘**の相談が増えています。分電盤や給湯器などの無料点検をして不安をあまり、商品やサービスを契約させる「**点検商法**」に注意が必要です。

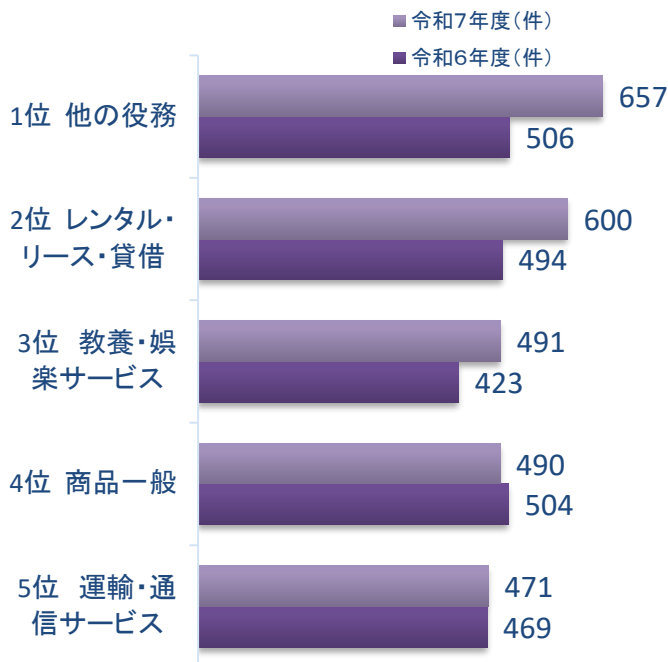
通信販売での「定期購入」のトラブル防止には

インターネット通販で注文する際は、必ず「**最終確認画面**」で定期購入が条件となっていないかなど記載内容をよく確認してください。また、最終確認画面はトラブルが発生した際に証拠として活用できる場合があるため、スクリーンショットで保存しておきましょう。



商品・役務別(大分類)相談件数

※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の分類による。



★1位「他の役務」は分電盤・給湯器などの点検、不用品回収、質問サイトなどの相談です。
(対前年度比129.8%)

★2位「レンタル・リース・貸借」は賃貸アパート・マンション、シェアハウス、借家・借地などの相談です。
(対前年度比121.5%)

★3位「教養・娯楽サービス」は、教室・講座、旅行関連、スポーツジムなどに関する相談です。
(対前年度比116.1%)

★4位「商品一般」は、不審な電話・メール、クレジットカード不正利用、見覚えのない請求などに関する相談です。
(対前年度比97.2%)

★5位「運輸・通信サービス」は光回線サービス、スマートフォン・電話サービス、引越しなどに関する相談です。
(対前年度比100.4%)